

## 選手の移籍に関する規定（一部改訂）

山口県小連

H28.4.2

山口県小連は、県内の小学生バレーボールの健全な普及発展を図るため、移籍に関して次のように規定します。

基本的な考え方・・・住居移転・転校等特別な事由のないかぎり移籍は認めない。

但し、次のような場合は所定の手続きを経ることにより認める。

### ①住居移転・転校の場合

※手続き・・・・・・・・・・該当ブロック理事の承認を得ること。

J V A 個人登録の手続きを済ませること。

~~※公式試合出場条件・・・登録手続き完了後30日経過~~

### ②その他の理由による場合

※手続き・・・・・・・・・・1)両監督（前・新チーム）の承認を得ること。

2)ブロック理事が該当ブロック全体の承認を得ること。

3) J V A 個人登録の手続きを済ませること。

※公式試合出場条件・・・上記3点の移籍手続き完了後60日経過

### ●監督並びブロックの承認が得られない場合

1)該当ブロック理事による調停を行う。

2)県小連倫理委員会において協議し判断する。

3)日小連の登録規定に準じて、2ヶ月経過後移籍を認める。

4)公式試合出場条件・・・移籍手続き完了後60日経過、さらにその後の直近の大会への出場は認めない。（練習参加は認める）

○チーム事情により、移籍をせざる得ない場合は、必ず該当ブロック理事へ申告すること。各ブロック理事は、県小連倫理委員会へ報告すること。県小連倫理委員会で移籍を承認した場合は、公式試合出場条件は適用しない。

チーム事情とは、人数減少に伴う場合等が考えられ、チームの強化を目的とはしないものであること。

上記に反する移籍があった場合、その団体及び指導者には罰則を行う。

団体・・・・・・・・大会結果の無効

指導者・・・倫理規定に基づいて対処する。

平成24年6月24日から施行する。

平成25年4月 6日 一部改正する。

平成25年5月26日 一部改正する。

平成27年6月 6日 一部改正する。

平成28年4月 2日 一部改正する。